

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	第18期第4回東村山市立公民館運営審議会			
開催日時	平成27年8月10日 18:00～20:00			
開催場所	萩山公民館 第5集会室			
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員) 倉田会長、辻副会長、縣委員、海老塚委員、遠藤委員、 小松委員、滝川委員、村上委員  (市事務局) 前田館長、鈴木館長補佐、小山萩山地区館長、田中秋津 地区館長、川嶋富士見地区館長、時岡廻田地区館長、倉本事業係長、 小山主事  ●欠席者： 齋藤委員、永吉委員			
傍聴の可否	可	傍聴不可の場 合はその理 由	傍聴者 数	0
会議次第	1. あいさつ 2. 審議事項 (1) 検討課題について ・ 今後の公民館の在り方 ・ 他市へのアンケート結果 ・ 地区館長会議での調査・検討 3. 報告事項 (1) 耐震化工事進捗状況 (2) 中央閉館後の地区館の利用状況等 (3) 平成26年度の利用人数 (4) 公民館事業報告 (5) 秋津公民館利用者懇談会報告 4. その他 (1) 次回日程について			
問い合わせ先	教育部公民館 担当者名 小山 電話番号 042-395-7511 ファクス番号 042-395-7515			

## 会 議 経 過

### 1. あいさつ

#### 【会長】

今回の審議会は中央公民館が閉館しているということで萩山公民館での開催となりました。今後の審議会につきましても中央公民館の閉館中は地区公民館での開催としていきたいと思っております。

#### 【館長】

地区公民館が遠い方も近い方もいらっしゃるかと思いますが、ご参加いただきありがとうございます。本日は第1集会室を会場とする予定でしたが、空調機器にトラブルがあったため、急きょ第5集会室での開催となりました。

報告事項でも詳しくご説明いたしますが、中央公民館は7月から耐震化工事を行っております。空調改修工事は5月臨時議会で可決され契約となりました。その他の工事についても契約をし、6月3日には全ての工事担当業者が集まって打ち合わせを行いました。7月に入ってすぐにトイレの解体がはじまり、ホール座席も撤去が完了しております。

本日も次第に従って実りあるご審議をよろしくお願いいたします。

### 2. 審議事項

#### (1) 検討課題について (資料1、2、2-1)

館長補佐より説明。

#### 【館長補佐】

資料1は他市についての調査結果をまとめたものです。調査対象を公民館と生涯学習センターに絞り、学習館や市民会館といった貸出施設については調査対象外といたしました。各市の状況ですが、公民館のみ保有する市、生涯学習センターのみ保有する市、両施設を保有する市、両施設を持たず、学習館や市民会館といった施設を持つ市、というように分かれております。そのため、両施設を持たない市については回答の掲載はございません。

前回は中間報告という形で資料を配布させていただきましたが、今回調査対象施設を持つ市からの回答が揃いましたので結果をご報告いたします。他市の状況についての資料となりますので、今後の公民館の運営形態について審議していく上での参考としていただければと思います。

資料 2 は、公民館と生涯学習センターでは法的にどのような違いがあるのかをまとめたものです。公民館は社会教育法に基づいた社会教育施設として位置づけられており、その規定に基づいて設置されなくてはなりません。生涯学習センターについては、地方自治法に基づく「公の施設」として位置づけられているところでございます。

具体的に違ってくる点としては、法律上の問題を離れ、運営上の問題、管理上の問題が挙げられます。

管理上の問題としましては、公民館は市町村が設置するという規定がございます。生涯学習センターにつきましては、地方自治法に基づいてということになりますので、業務委託や指定管理者制度を用いることが可能となります。

運営上の問題としましては、公民館では団体貸出が中心であり、個人での貸出はできません。生涯学習センターであれば個人でも利用が可能でございます。

個人での利用が可能ということになれば、登録数の増加が見込まれます。現在、施設の利用緩和を進めておりますので、それと併せて利用率の向上につながるのではないかと予想しております。その一方で、抽選になかなか当たらなくなり、希望の時間、場所で使うことができなくなる団体も出てくるというデメリットがあるかと考えております。今回の調査の中でも課題として挙げられるのではと思っております。

#### 【会長】

使用料について、有料の市もあれば無料の市もありますが、「有料（減免規定あり）」という回答の市の実情が気になります。以前より東村山市は有料で減免規定ありとしていましたが、以前は社会教育団体であれば減免対象となっていて、実質ほとんどの団体が無料で使用していました。各市についても、実態としてどうなっているのが気になります。

その他、公運審の開催回数についてのばらつきも気になる点です。

#### 【館長補佐】

資料 2-1 はスポーツセンターについての調査結果です。指定管理者制度について、なかなかイメージがわきにくいかと思い、東村山市で指定管理者制度を行っているスポーツセンターについて調査をいたしました。

資料 2-1 について萩山地区公民館長より説明。

#### 【館長補佐】

スポーツセンターの場合、指定管理者制度を採用することによって利用の枠が広がりました。具体的には、365 日の営業が可能になった点、第一体育館については朝 7 時から利用が可能となった点が挙げられます。また、農協とタイアップしてスポーツセンター内で野菜やジャムの販売をするなど、多岐にわたって活動しております。

利用者の不満としては、第一体育館の予約が取りにくいという点が挙げられます。市の他、体育協会、指定管理者の行う事業などがあるため、土日祝日については特に取りにくいのではないかという印象を受けております。

### 【会長】

今回の調査の大きな目的は、東村山市の公民館の今後についてこれから検討していくために、他市の運営や公運審の現状を把握しようというものであり、今後の検討のための参考資料とするところが目的です。

### 【委員】

平成 27 年 3 月 28 日に行われた抽選館変更についての説明会の質疑応答の中で、利用者から「耐震化工事が終わったあと生涯学習センターへ変わっていくのか」という質問がありました。もし生涯学習センターとなれば、業務委託、指定管理が可能ということになり、そうすると公設公営ではなくなります。生涯学習センターであれば民間や市民グループ、NPO への委託も可能ということですが、そのようになった場合に、東村山市として、東村山市の社会教育を責任もってやっていけるのかというご心配だと思います。現在東村山市は生涯学習センターへの移行を予定していないということで、そういった利用者のご心配は払拭されると捉えてよろしいでしょうか。

### 【館長補佐】

現在のところでは生涯学習センターへ移行するという予定はございません。ただ、運営形態については十分に検討していかなくてはならないというところに来ておると捉えております。今すぐ運営形態を変更するというのではなく、今後東村山市の公民館がどういった道を進むのかを考えていくことが課題であると捉えております。

平成 26 年度の全公民館の利用者数は 50 万人を超えました。前年度よりも 5 万人増えていることとなります。中央を含め全ての館で利用者が増えており、利用形態の緩和が実を結んだものと考えております。保育室は保育目的でなくては利用を許可しないとか、料理教室は料理に使わなくては駄目、ということではなく、空いていけばなるべくお使いいただけるようにと緩和を進めておりました。その成果が昨年花開き、利用者数増につながったのではないかと考えております。

利用者にとって使いやすくよい施設にしていくためにはどうしたらよいかは、これから検討していくところでございます。

生涯学習センターであっても、事業の運営については公民館条例でやっているという市もございますので、これから研究していく中身ではないかと思っております。

また、生涯学習センターであるから市が全く管理していないということはないのではないかと思います。例えば、東村山市のスポーツセンターでは、市民スポーツ課の事業もあれば、体育協会や東京ドームの事業もございますので、3 つの組織が連携しながら行っているところでございます。

### 【委員】

資料 2 の中で、生涯学習センターは個人で使えるとありますが、たとえば、一人カラオケをしにいたり、一人で音楽室を使ったりしていいということになるわけですね。

### 【館長補佐】

団体でなくてはいけないという規定が外れるため、それも法的には可能ということになります。

ただ、音楽室をカラオケで一名の方がお使いになるということは、現実的には難しいかと思います。カラオケの機材についてもこちらでは用意ができておりませんので、そういうご希望には現在対応することができません。

### 【委員】

私は恩多ふれあいセンターの設立にかかわってきましたが、ふれあいセンターは集会施設で、市長の管轄にあり、設立のときも現在の市民協働課の職員とともにやってきました。施設内容としては萩山公民館に近いものにしましたので、公民館のきまりごとを参考に作らせていただきました。その中で、恩多ふれあいセンターについても団体での利用という規定を作りました。

法的には生涯学習センターが個人利用可ということで、想定していたものと少し違うかなと思いました。恩多ふれあいセンターの和室は立派で広いものを作ったのですが、開館当初、個人の方から法事に使いたいというご希望がありました。その時は個人のご利用というところではないとして断りましたが、そういったこともあるのかなと思います。これから勉強していきたいところです。

### 【館長補佐】

ふれあいセンターは、地域の行事への手伝いや、使用後の掃除など、協力がございます。そういった点で公民館や生涯学習センターとは異なっているかと思います。

### 【委員】

生涯学習センターについても団体利用だけかと思っていましたので、個人の利用も可能ということで驚いております。

### 【館長補佐】

それは、団体利用の制限が外れたところから、規定をどう作っていくかという問題ではないかと思います。今のところ、他市ではどういったルール作りをしているのかというところまではまだ調査が進んでおりません。

### 【会長】

公民館については社会教育法のうちに非常に細かく規定されていますが、生涯学習センターの該当する「公の施設」については、地方自治法においては管理や運営に関する規定は特にありません。公民館については、政治的活動、宗教的活動、営利目的の活動には使えないなど、細かく規定がありますが、「公の施設」としてとらえたとき、生涯学習センターではそういった使い方も可能であると読めます。

また、多摩 26 市の生涯学習センターのうち、直営にしているところもあれば、指定管理者制度にしているところもありますが、その中身がどう違っているのかは今回の調査ではまだわかりません。運営面での生涯学習センターがどういうものであるかはこれから勉強していかなくてはなりません。

**【館長補佐】**

「公の施設」といいますと、ふれあいセンターも「公の施設」となります。その中でどのように規則を決めていくのかという話になるかと思います。

**【委員】**

市内には社会教育施設として公民館の他に図書館やふるさと歴史館がありますが、それは全て教育委員会の管轄になっています。ふれあいセンターは市民協働課の管轄なので、また別の扱いになっているかと思います。生涯学習センターも公民館も、教育施設としての扱いでやっていくことになるかと思いますが、そのあたりの整理が必要ですね。それぞれの施設を比較して、特徴、性格をつかみ、今後の検討の材料としたいです。

町田市は公民館と生涯学習センターの両方を運営していますが、他の市で両方運営している市はありますか。

**【館長】**

府中市が両施設を運営しております。

**【委員】**

運営面、管理面、利用者待遇の面で大きな違いがあるとは聞いていますが、そうすると、町田市のように、二者択一でどちらかにするというわけではなく、両方あってもいいということだと思います。両方を念頭においてこれから勉強していくことが必要です。

**【会長】**

両方あるところはまだ少ないですね。町田市と府中市だけで。

生涯学習センターも、教育委員会の所掌の範囲かと思いますが、その他の公的機関とはまた違ってくると思います。教育関係とは別の公的機関では何があるでしょうか。図書館やふるさと歴史館も教育関係ですが、教育関係ではない公的機関となるとどんなものがありますか。

**【館長補佐】**

例えば、日野市にあるひの煉瓦ホール（市民会館）は、生涯学習センターでもありませんし、公民館でもありません。今回の調査では、「公民館」「生涯学習センター」という施設にしぼって調査をしたため、市民会館、学習館については調査対象外ということで調査をしておりません。このような公的機関の分類については、行政の考え方によって変わってくる部分があるかと思います。

**【委員】**

社会福祉センターや地域福祉センターなど、社会福祉協議会に移管して管理してもらっているところもありますので、そういうところも頭にいれながら、検討していく必要があるでしょう。

**【委員】**

生涯学習センターであれば個人での施設利用も可能というところがひっかかります。公的施設で個人利用といいますと、市民センターが挙げられます。勉強会、講演会、集会などを個人が発案し、個人の名前で市民センターを借りることができます。それはそれでいいことですが、生涯学習センターもそういうことが可能ということでしょうか。

**【館長補佐】**

可能ですが、条例や規則でどう決めるのかによります。

**【委員】**

ではなぜ公民館は団体利用に限られているのでしょうか。

**【館長補佐】**

社会教育法の理念に基づいてということだと思います。

**【委員】**

よく見かける問題としては、私塾的な利用があるかと思います。何か教えたいという人がいて、公民館を会場に使って、参加者から月謝をもらう。これまでも、公民館からはそういったことは営利目的になるので避けてくれというようにアナウンスしていたと思うのですが、そういった点が懸念されるところです。市民が学びたいという意欲があって、そこから団体ができて、先生が招かれて教える、というのが公民館の利用としては通常なのではないかと思います。

**【館長補佐】**

現在、民間でもいろいろな講座や塾がありますので、公民館も時代とともに、利用形態などを緩和するなどして、利用したい人が利用できるように変化していかななくてはいけないと感じております。今の形態のままでも対応できないものではないかもしれませんが、これから検討が必要です。

公民館を作った当初想定していなかった利用の形態もでてきております。たとえば、レクリエーションルームでは、社交ダンスサークルがダンスシューズを履いて練習をしているが、同じレクリエーションルームで、フラダンスサークルは裸足で練習をするということもございます。床板のささくれが裸足ではささってしまうとか、そういった問題もでてきております。このように、利用の形態が非常に多様化してきておりますので、公民館としてもはたしてこれまでと同じかたちでいいのだろうか、というところが気になっております。

### 【会長】

生涯学習センターということは、生涯学習ですから、教育の分野からは外れていないと思います。ですので、生涯学習センターの条例が公民館条例とどう違うのかという中身の検討が必要でしょう。また、「公の施設」である市民センターとの違いについても比較検討が必要です。市民センターは公民館に比べますと幅広い用途に使うことができますが、生涯学習センターであれば、教育の分野かと思えますので、なんらかの規定があるかと思えます。生涯学習センターの規定がどういったものなのかを理解することが、今後検討していくにあたって必要です。

### 【委員】

東村山市の公民館のよいところというのは、主催講座を市民とともに作っている点です。講座のリクエストを関心のある方から募り、その方たちが企画委員となり、職員もいっしょになって作っていく、そういった講座作りが素晴らしいと思っています。公民館が教育機関として残っていくためには、そこが一番の生命線となります。その点で東村山市は優れていると思います。

今回の他市への調査結果の中で、小平市が設問6「今後の公民館の運営形態についての課題や意見」に対して「公民館事業企画委員会をモデル館に設置した。その後は、企画委員から公民館事業企画委員会を組織する。職員と協働して公民館の運営を担う公民館事業企画実行委員会の組織及び運営の在り方が課題となっている」と答えていて、職員と協働するという点では東村山に近いようですね。

それから、西東京市が設問6に「公共施設適正配置計画が定められ、いかに効率的な運営をしていくかが課題となっている」と回答されているのですが、公共施設適正配置計画の中で、利用人数というよりも事業内容の見直しを行って、公民館に来づらい人たちに向けて公民館を積極的に開いていくことをひとつの柱にしたようです。西東京市に6つある公民館のうち、2つでは障害者青年学級を開き、あとの4つでも社会的に難しい人が参加できるような講座を行い、そこに職員が特に力を注ぐ、というように活動されていると聞いておりますので、そういったところが教育機関として公民館が維持されていくための一番大事なところになるのではないのでしょうか。

今のところ東村山市は市民と職員の協働でよい事業を作っているなと思っております。

### 【会長】

西東京市は公民館運営審議会を年間12回やっていますね。こういった点についても、これからいろいろ検討していく上で、参考にしながら進めていきましょう。



### 3. 報告事項

#### (1) 耐震化工事進捗状況

館長補佐より説明。

##### 【館長補佐】

工事の進捗状況ですが、今のところ無事進んでおります。今は各工事で解体をしているところであり、耐震化工事では柱を解体しております。トイレについても解体が進み、工事箇所については壁も便器もない状態になっています。空調改修工事では天井裏の配管撤去のため天井を落としているところでございます。ホールの座席も全て撤去いたしました。8月12日には事務室のカウンターの解体が入る予定となっております。各所で解体作業をしておりますので、館内は粉じんが飛んでいる状態です。

##### 【会長】

照明も工事に併せてLEDになると聞いていますが。

##### 【館長補佐】

全てではありませんが、空調改修工事で天井を落としたところはLEDになります。事務室の天井は落としませんので、事務室の蛍光管については今のままでございます。

##### 【委員】

粉じんがひどいということですが、職員の健康上の心配はありませんか。

##### 【館長補佐】

養生テープで隙間をふさいだり、印刷室を風除室として使ったりして事務室になるべく粉じんを入れないような対策は行っていますので、事務室自体はそこまでひどい状況ではありません。ただ、解体するときの音はかなり響きます。

##### 【会長】

アスベストは大丈夫なのですか。

##### 【館長補佐】

配管のつなぎのパッキン部分でアスベストを使っていることが分かりましたので、その部分については適正に処分をしております。府中街道側の駐輪場の屋根部分でもアスベストが確認されましたが、飛散するものではないため、ビニール袋に入れてそこに収めて処理完了となります。

今回の工事でアスベストを含むものがいくつか出ておりますが、工事によってアスベストが飛散して影響が出るものはございません。

## (2) 中央閉館後の地区館の利用状況等

各地区館長より報告。

### 【萩山地区公民館長】

萩山公民館へ中央公民館から抽選館を変更してきた団体は 38 団体でした。交換ボックスについても年度当初に余っていたところをお使いいただいております。さしあたって特にトラブルもなく稼働しているところでございます。

### 【秋津地区公民館長】

秋津公民館は、中央公民館からの移動団体は 13 団体です。中央公民館から遠いことから、移動数が少ないのではと考えております。部屋の備品など、中央とは勝手が違うため、多少の戸惑いもあるようですが、おおむね順調でございます。移動団体も少ないため、抽選に競合して、もともと秋津公民館で活動していた団体への影響があったという話もあまり聞いておりません。

### 【富士見地区公民館長】

富士見公民館への移動団体は現在のところ 59 団体です。抽選館を移動しないまでも、随時予約で使用している団体も増加しております。4 月から徐々に増加しはじめ、7 月は昨年度と比べると 3 割増えています。富士見公民館には既存の団体が 200 以上ありますので、抽選になれば漏れてしまう団体がどうしても出てきます。そうなった場合に、萩山や廻田、秋津へ移動していくということが見受けられます。

また、人気のある部屋に団体が集中してしまう問題も見受けられます。富士見公民館には、ホールと兼用になっているフラットルームという部屋がありますが、そちらを利用されるダンスの団体が増えております。ダンスサークルは近年増加傾向にありましたが、今回の中央閉館でかなり増えたという印象があります。

ホール利用についても増加しており、7 月の土日は常に稼働している状況でした。中央公民館のホールが使えないため、富士見公民館に流れてきた利用者が多いのだと思います。市内公民館では中央に次ぐ規模とはいえ、やはりそれほど大きいものではないので、規模の大きなイベントを行う利用者は、ルネ小平など近隣他市の施設へ流れているようです。

現在心配していることとしては、今年度中央公民館で文化祭ができないため富士見公民館で文化祭を行うこととなっておりますが、文化祭のほかに市民フェスティバルも富士見公民館で行うため、10 月、11 月は非常に予約が取りにくくなっております。利用者に対しては、早いうちから貼り紙等でお知らせしておりますので、今のところ苦情は出ておりません。利用者からもご理解いただけているのではないかと考えています。

印刷機についても今までに比べて利用される方が増えております。

### 【廻田地区公民館長】

廻田公民館への移動団体は、10 団体と少ないです。そのため特に問題は見られません。

移動団体で現在定期的にお使いいただいているのは 4 団体であり、そのうち 3 団体については、これまで定期的な利用のなかった枠をご利用されていますので、既存の団体との競合はなく、スムーズにご利用いただいているようです。施設的にもご満足いただいているようです。1 団体については、既存の団体が定期的に使っていた枠をお申込みされているため、抽選でどちらかが外れてしまうということが起こっております。具体的には、視聴覚室という人気のあるお部屋で、社交ダンスをするためにお申込みいただいております。ただ、外れたら全く活動できないわけではなく、廻田公民館では第一集会室、第二集会室の椅子をどけてダンスにご利用いただくことも可能ですので、視聴覚室の抽選に漏れた場合は、同じ日の同じ時間に、集会室のほうをご利用されているようです。

困っていることは、もともと中央をお使いだった団体が他館の抽選に漏れてしまって、随時予約の際の選択肢として廻田公民館にいらっしゃる場合、アクセスがあまりよくなかったり、駐車場が非常に少なかったりと、来館の際にご不便をおかけしていることです。廻田公民館では、なるべく多くの団体にお使いいただけるよう、駐車場は 1 団体 1 スペースまでという制限を設けております。中央公民館でも同様の制限がありますが、中央公民館の場合ですと、館の駐車場が使えなかったとしても近隣にある民間の有料駐車場を使うことができましたが、廻田公民館の付近にはそういったものがないため、多くの方が車でいらっしゃる場合の対応は難しいところです。今のところはうまくいっています。

### 【館長】

中央公民館の閉館に伴い、中央公民館にいた嘱託職員には地区公民館へ移動してもらい、地区公民館のサポートにあたってもらっております。

### 【委員】

利用者の中には民間の貸し出し施設に流れている方もいると聞いています。

## (3) 平成 26 年度の利用人数 (資料 3)

館長補佐より説明。

### 【会長】

どこの館も 26 年度は増えているようですね

### 【館長補佐】

利用形態の緩和が効果的だったのではないかと考えております。

### 【会長】

収入も増えているのでしょうか。

#### 【館長補佐】

人数ごとに料金を取っているのではないので、収入自体は利用者数ほど目に見えて増えていないのではないかと思います。

#### 【会長】

人数と収入は比例するわけではないということですね。

### (4) 公民館事業報告 (資料 4)

事業係長より報告。

#### 【事業係長】

前期事業報告ですが、4月から8月までに市民講座を4講座開催いたしました。

「レッツ！軽体操！」は25名の募集に対して、37名のご応募があり、応募多数のため抽選を行い、26名の参加となりました。平均年齢は66歳くらいで、「高齢になると運動のために家から出るのが大変だが、市の講座だしせっかくなので参加しよう」ということでご参加くださる方が多くいらっしゃいました。講師は富士見公民館で活動されている婦人軽体操連盟の先生にお願いしました。

「数学を楽しむ パート3」は募集が35名のところ、応募が39名で、実際に参加されたのは36名でした。脳トレなどが最近流行っていますが、パズルを使って脳を活性化する講座を授業形式で行い、非常に好評でした。

「人生の整理を考える」は非常に人気のある講座で、募集が35名のところ、応募が51名でした。「終活」が流行っていることが背景にあるかと思います。会場の定員もあって参加者数を増やすことができず、抽選を行って35名までとさせていただきました。参加者からは次回はいつやるのかというお言葉もいただきましたので、来年も継続して開催していきたいと考えております。

「戦後70年の経済を振り返る」では、募集人数の30名に対し、42名のご応募をいただき、参加数は41名でした。第1回目では、東村山の戦時下の被害状況などを、当時の写真もあわせて紹介いたしました。第2回目、第3回目は戦後経済の復興から高度経済成長期、バブル経済からアベノミクスまで、日本経済の流れについての講義となりました。アンケートでは「日本経済のことを勉強すると、自分が現役で働いていたときの思い出がよみがえり、大変勉強になった」というお声がありました。

単発講座として「夏休み映画会」を中央を除く4館で開催いたしました。廻田では54名、秋津では51名、萩山では31名、富士見では118名のご参加がありました。子どもたちが主体の講座だったのですが、初めて見る16mm映写機に興味を持ったお子さんもたくさんいらっしゃいましたので、映画会が終わったあとに映写機の説明もさせていただきました。

ホール事業としては、「東村山土曜寄席」を中央公民館と廻田公民館で開催いたしました。

中央公民館での土曜寄席は毎年1月開催でしたが、工事のため今年度は5月に開催いたしました。来場者数は242名です。廻田公民館は7月に開催し79名の方にお越しいただきました。

前期事業報告は以上です。

続いて中期の事業予定です。中期では中央公民館が使えないため、地区館で均等に開催していく予定でございます。子どもたちや生産年齢世代、30代や40代の方にも多くご参加いただけるように、7講座のうち4講座は土日開催といたしました。

また、単発講座として、8月18日に「おもしろ科学あそび」を開催いたします。小学生対象の講座ですので、夏休みの自由研究の手助けになればと思っております。

#### 【館長】

今年度は中央公民館が使えないため、地区公民館に重きをおこうということで、各館で活動されている団体を講師とする講座を開催しております。

#### 【事業係長】

中期講座では「はじめての水墨画」の講師を萩山公民館で活動されている団体に、「はじめてのピラティス」では、秋津公民館の団体に講師を依頼いたしました。

### (5) 秋津公民館利用者懇談会報告 (資料5)

秋津地区公民館長より報告。

#### 【秋津地区公民館長】

7月27日に秋津公民館利用者を対象として秋津公民館利用者懇談会を行い、25団体35名のご参加がありました。

懇談会の参加の決め手としては「他にどういった団体が活動しているのかを知りたいから」「職員との交流を深めたいから」というものがありました。

今回懇談会を行うことで、利用者同士の交流、利用者と職員との交流を深めることができたかと思えます。

#### 【会長】

このような地区館での懇談会は今後行うのでしょうか。

#### 【館長】

地区館での懇談会開催は課の目標としてもあげております。ただ、地区館によっては中央公民館閉館の影響を大きく受けているところもあるため、今後開催できる見込みがある館については開催していく予定でございます。

**【会長】**

アンケート結果でいただいた意見を、多かったものに絞るのではなく全て掲載しているため、生の声ということですから、非常に参考になります。

**【委員】**

地区館での利用者懇談会はよい試みだと思います。懇談会の中で、秋津公民館の和室の畳についてのご意見はありませんでしたか。

**【秋津地区館長】**

ご意見をいただきました。秋津公民館の和室の畳については今年度中に全て新しくしましたので、その場で回答いたしました。

**【委員】**

秋津公民館に限らず、中央公民館もそうですが、公民館の和室の畳は傷んでもなかなか新しいものにかえてもらえないという声があります。中央公民館では、定期的に畳を新しくするというようなことはしているのでしょうか。

**【館長補佐】**

利用の形態によって傷み方が違うため、一律に新しくするということはできておりません。ご迷惑をおかけしております。

**【委員】**

利用者としては、ひどい状態になるまで持たせているなあと感じてしまいます。

**【委員】**

新しい畳にかえていただいても、すぐだめになってしまう印象があります。

**【館長補佐】**

利用していく中で、机をひきずってしまうようなことがあると、やはりすぐ傷んでしまうというところはあるかと思えます。そういった細かいところまでは館としてもチェックしきれれておりません。

#### **4. その他**

##### **(1) 次回日程について**

**【会長】**

次回の公民館運営審議会は富士見公民館にて開催とします。  
日程は平成 27 年 12 月 7 日（月）の 18 時からといたします。